

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針の主な内容： <ol style="list-style-type: none"> 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方 2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項 3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針（通用時対応、緊急時対応） 6. 患者等に対する指針の回覧に関する基本方針 7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針 	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 12 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の主な内容： <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染予防対策の確立に関すること。 2. 感染予防の実施、監視及び指導に関すること。 3. 感染予防の啓発及び教育に関すること。 4. 感染に係る事故等の疫学調査及び事後措置に関すること。 5. 感染予防対策の評価及び改善に関すること。 6. 感染予防対策に係る情報収集に関すること。 7. その他感染予防に関すること。 	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 9 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の主な内容： <p>看護部新入職員研修、中途採用者オリエンテーション、昇任副看護師長研修、看護力再開発講習会、感染予防対策講習会、感染対策研修会（委託業者）、育児休暇明け研修</p> 	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院における発生状況の報告等の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内感染サーベイランスを実施し、データ分析・評価し、感染予防対策の見直し看護ケアの改善につなげる。 ・ 院内感染情報レポートを活用して、職員への情報提供を行う。 ・ 院内ラウンドを通して、感染防止技術の確認・指導を行う。 	

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	有 無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 2 回
<p>研修の主な内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次医療法の改正について ・ 医薬品の業務手続書について ・ 医薬品安全使用について ・ 消毒薬及び抗菌薬について 	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手順書の作成 (有・無) ・ 業務の主な内容： <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品の採用・購入に関する事項 2. 医薬品の管理に関する事項 (麻薬等の管理方法等) 3. 患者の持参薬歴情報の収集方法、処方箋の記載方法 4. 患者に対する与薬や服薬指導に関する事項 5. 医薬品の安全使用に係る情報の取扱いに関する事項 6. 他施設 (病院等、薬局等) との連携に関する事項 	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品に係る情報の収集の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容： <p>メーカーからの緊急連絡及び医薬品医療機器情報提供ホームページ等から情報収集し、必要な医薬品情報は、薬事ニュースの配布及び電子掲示板で情報提供。</p> <p>副作用による健康被害情報を病院長に報告のうえ、厚生労働省に報告。</p> 	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有 無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 8 回
<p>・ 研修の主な内容：</p> <p>主として、次の医療機器の安全使用のための研修を実施。</p> <p>人工心肺装置及び補助循環装置、人工呼吸器、血液浄化装置、除細動装置（AEDを除く）、閉鎖式保育器、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置</p>	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<p>・ 計画の策定 (有 無)</p> <p>・ 保守点検の主な内容：</p> <p>使用者がチェックリストに基づく使用前、使用中、使用后点検を基本とする。さらに、使用部署もしくは医療機器管理センターで、器機の使用状況、程度に応じ、使用毎や年1回から4回程度の詳細点検を実施。また、一部の器機については、業者委託により、定期部品交換を含む詳細点検を実施。</p>	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・ 医療機器に係る情報の収集の整備 (有 無)</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：</p> <p>周知方法</p> <p>病院総合情報システムの掲示板で、電子化された添付文書等の掲示や、医療安全管理委員会からリスクマネージャー経由で、電子メールによる通知を行っている。</p> <p>また、不具合等に関する情報は、病院長等管理者に報告のうえ、厚生労働省に報告している。</p>	